

政令第二百六十八号

薬事法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十一月二十五日とする。

## 理由

薬事法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。